

理・美容室の構造基準等について

構 造

- 1 外部および住居など理美容所以外の施設と区画されていること 壁、ドアなどで床面から天井まで仕切る
- 2 床および腰板は、不浸透性の材料を使用すること コンクリート、タイル、リノリュームまたは板など
- 3 待合所を設けること (3.3㎡以上) 衝立、化粧品ケースなどにより作業場と明確に区分する

設 備

- 1 消毒設備 器具類および布片類を消毒する設備または器材
- 2 収納設備 消毒済の器具などを保管するため
- 3 洗浄設備 器具類および従事者の手指を洗浄するためのもので、給湯可能であること。また石鹸、消毒液などを備えること
- 4 トイレ 客の利用しやすい場所
- 5 照明設備 作業面の照度は100ルクス以上
- 6 換気設備 炭酸ガス濃度は0.5%以下
- 7 洗髪設備 流水装置とし、給湯可能であること

備 品

- 1 蓋付の汚物箱および毛髪箱
- 2 外傷に対する応急措置に必要な薬品および衛生材料

床面積

- 1 待合所：3.3㎡以上
- 2 作業場：作業椅子 2脚まで 9.9㎡以上 6脚 23.1㎡以上
3脚 13.2㎡以上 7脚 26.4㎡以上
4脚 16.5㎡以上 8脚 29.7㎡以上
5脚 19.8㎡以上 9脚 33.0㎡以上
*以降1脚増すごとに3.3㎡以上を加算する
作業椅子：セット椅子をさし、一部の施術にのみに用いる椅子は含まない

*ここでいう床面積は、内のりで算出するものです。

*待合と作業エリアはパーテーション等により明確に区分してください